

第3章

施策の展開

- I 地域共生社会に対する
理解の促進
- II 多様な主体による
支え合いの促進
- III まるごと相談支援体制の構築
- IV つなぎ・つながる機能の
充実・強化
- V 支援につながりにくい人・
世帯へのアプローチ
- VI 総合的な権利擁護体制の構築

「尊重し合いながら安心して暮らせる地域社会」の実現に向けて

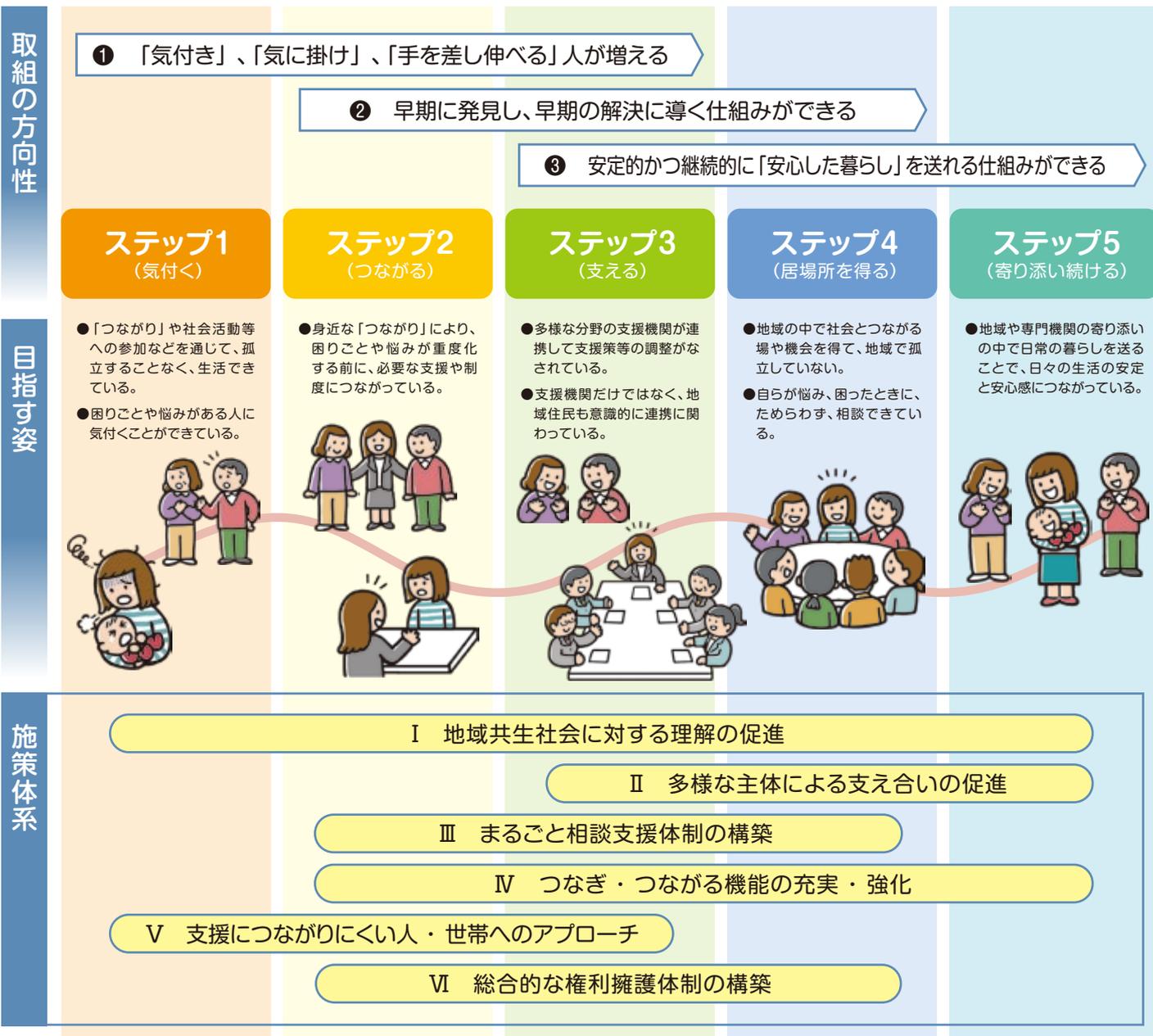
本計画が目指す地域共生社会(尊重し合いながら安心して暮らせる地域社会)の実現に向けては、様々な課題を抱える人を支えるための切れ目のない多様な“つながり”と“支援の流れ”(下記ロードマップ)を形成していくことが必要です。

そのため、本計画では、目指す姿の実現に向けた「3つの取組の方向性」(P.7)を施策推進の中軸に据え、その方向性ごとにステップ1~5の実現に向けた仕組みや流れが、県内各地に形成されて発揮されるよう、「6つの施策の柱」を設定して各施策の充実を図ります。

また、第1期計画で得られた成果や課題等を踏まえて、「地域共生社会に対する理解の促進」(県民の理解と行動の促進)及び「総合的な権利擁護体制の構築」(成年後見制度等の権利擁護支援の充実)については、特に注力する施策と位置付けて推進します。

県民の誰もが「尊重し合いながら安心して暮らせる地域社会」

～困りごとを抱える人が早期に発見され、早期の解決につながる取組を推進～



第2期広島県地域福祉支援計画 施策体系

この計画では、次の「6つの柱」により、取組を推進します。

柱	施 策	
I 地域共生社会に対する理解の促進		
	1	県民の理解と行動の促進
	2	多様性等への相互理解の促進
II 多様な主体による支え合いの促進		
	1	地域活動に携わる多様な担い手づくり
	2	社会とつながる機会・場づくりの促進
	3	認知症になっても安心して暮らせる地域づくりの促進
	4	非常時の地域支え合い活動の促進
III まるごと相談支援体制の構築		
		分野を超えた連携体制の構築及び相談支援機能の充実
IV つなぎ・つながる機能の充実・強化		
		つなぎ・つながる機能の充実に向けた支援
V 支援につながりにくい人・世帯へのアプローチ		
	1	ケアラー(家族介護者等)への支援の充実
	2	特に支援が必要な人・世帯への支援
	(1)	発達障害児・者への支援の充実
	(2)	生活困窮者への支援の充実
	(3)	ひきこもり支援の充実
	(4)	住宅確保要配慮者が安心して暮らせるセーフティネット機能の整備
	(5)	矯正施設退所者等の地域定着支援
	(6)	外国人が安心して生活できる環境整備
	(7)	配慮が必要な人への支援
VI 総合的な権利擁護体制の構築		
	1	成年後見制度等の権利擁護支援の充実
	2	虐待・DV防止対策の充実
	3	消費者被害対策の充実
	4	福祉サービスの苦情解決及び第三者評価による質の確保

I 地域共生社会に対する理解の促進

県民一人一人が、日々の暮らしでの身近な「つながり」の必要性を知り、高齢者介護や障害福祉、生活困窮などの福祉的な悩み※を抱えた人に、「気付き」、「気に掛け」、「手を差し伸べる」行動を促すための理解促進に取り組みます。

性別、年齢、障害の有無、民族、国籍などの様々な違いを認め合い、尊重し合う意識醸成のための啓発活動などを行います。

1 県民の理解と行動の促進

現 状

● 高齢者介護や障害福祉、児童福祉、生活困窮などの属性・対象者別の専門的支援が行われている一方、各制度のみでは対応できない、ひきこもり、8050問題、ダブルケアなどの複合的な課題や制度の狭間の問題が顕在化しています。

● 第1期計画でのモデル事業では、「相談・交流・活動の機会」と「地域課題の共有」を通じて、様々な困りごとを抱える人を地域で受け入れ、お互いの境遇・思いを尊重して支え合う住民主体の課題解決活動の有効性等が確認されましたが、県民アンケート調査では、地域のつながりの必要性は認識しているものの、行動するまでには至っていない県民が多くなっており、地域の方同士での助け合いが「できている」と思っている人も少ない状況にあります。

また、「相談や助けを求めることにためらいを感じる人」も一定数存在しており、「相談先がない」状態や「相談をためらう」意識などによって、課題を抱えていても、支援につながりにくい人や、自ら遠ざかり孤立しがちな人が存在している実態がうかがえます。

● 家族機能の変化や個人の価値観・ライフスタイルの多様化等を背景に、他人に関与しない意識が広がるにつれて、人と人とのつながりの希薄化や地域で支え合うコミュニティ機能の低下が進んでいることが、社会や地域からの孤立と課題の潜在化・深刻化につながっていると考えられます。

このため、県民一人一人が、日々の暮らしでの身近な「つながり」の重要性を知り、地域住民同士の助け合いや「気に掛け合う」関係性について、理解を深めていくことが必要です。

課 題

- 地域(県民)に「つながりそのものがセーフティネット」であるという考えを定着させ、福祉的な悩みを抱えた人に「気付き」、「気に掛け」、「手を差し伸べる」という意識・行動の変容を促す必要があります。また、自分自身に福祉的な悩みがある場合には「ためらわずに相談する」意識の醸成を図る必要があります。

今後の取組の方向性

- まずは、特定のモデル地域において、県民や地域の関係機関等に対し、課題が潜在化・重篤化する場合の共通点を調査し、早期発見・重篤化防止のための取組を検討し、福祉的な悩みを抱える人が早期に支援につながる仕組み・環境づくりを推進します。

※ 福祉的な悩みとは、高齢、障害、子供・子育て、生活困窮のほか、複合的な課題や制度の狭間の問題を指します。令和4(2022)年度広島県実態調査(県民アンケート調査)では、本人や家族が福祉的な悩みを抱えている人は、回答者全体の39.4%となっています。

2 多様性等への相互理解の促進

現 状

- 「広島県人権啓発推進プラン(第5次)」及び「わたらしい生き方応援プランひろしま(広島県男女共同参画基本計画(第5次))」に基づき、「人権意識や男女共同参画意識を高める啓発を受ける機会が広がり、個々人の性別、年齢、障害の有無、民族、国籍などの様々な違いを認め、尊重し合う意識が醸成されている」という姿を目指し、様々な啓発活動や取組を推進しています。
- 令和5(2023)年度県政世論調査によると、障害のある人が困っているときに、手助けをしたことが「ある」と答えた人の割合が68.9%、手助けをしたことが「ない」と答えた人の割合が27.1%となっています。
- 県では、平成23(2011)年10月から県民をはじめ、企業・団体等が、「様々な障害特性」、「障害のある人が困っていること」、「配慮の仕方やちょっとした手助けの方法」などについて理解を深め、障害のある人が困っている場面を見かけたら、手助けや配慮を実践する「あいサポート運動」を、県民運動として実施しています。(あいサポーター数: 246,148人(令和4(2022)年度))。

課 題

- 女性の社会進出や外国人の増加など、多様性が進む社会情勢に加えて、性的指向・性自認への理解不足やインターネット上の人権侵害事案の発生など、新たに対応が必要な環境変化や課題が生じているため、的確な状況把握とともに、時機を捉えた更なる普及啓発を行う必要があります。
- 障害や障害者に関する県民の理解をより一層促進し、「理解」することから「行動」へつなげていく必要があります。

今後の取組の方向性

- 個々人の性別、年齢、障害の有無、民族、国籍などの様々な違いを認め合い、尊重し合う意識の醸成のための啓発を引き続き行うとともに、社会情勢の変化や新たに発生する人権課題などを踏まえた取組を行います。また、啓発の実施に当たっては、間違った知識や誤った認識が多くの人権侵害の要因となっていることを踏まえ、多様性に関する正しい理解の浸透を図るとともに、対象となる課題に合わせて体験学習を取り入れるなど、日常生活の中に反映されるような実践的な講座を拡大していきます。
- 市町や関係団体、企業等との連携や協力を得ながら、「あいサポート運動」の多様な取組を継続して展開し、この運動に賛同・参画する人や企業を増やすことを通じて、障害や障害者に関する県民の理解促進や行動促進を図ります。

II 多様な主体による支え合いの促進

住民をはじめ、地域社会を構成する多様な主体が担い手となり、地域の居場所や相談・交流の場など、社会とつながる機会・場づくりが促進されるよう支援します。

また、認知症になっても安心して暮らせる地域づくりや、災害時において、年齢や障害等に関わらず、安心して避難ができるよう、地域での支え合い活動の促進に取り組みます。

1 地域活動に携わる多様な担い手づくり

現 状

- 市町社会福祉協議会では、高齢者サロンなどの活動拠点や地区社会福祉協議会(地区社協)の活動、地域内のつながりづくり、住民参加型の生活支援サービスなど、住民同士が見守り・支え合う小地域福祉活動等に取り組んでいます。また、県社会福祉協議会では、市町社会福祉協議会職員への研修や福祉活動への助言等の支援を行っています。
- 市町や市町社会福祉協議会では、学校教育における福祉教育を推進し、児童生徒が地域福祉について考え、学び、実践する機会の充実に取り組んでいます。
また、各市町社会福祉協議会では、学校を対象とした福祉の職場体験や、福祉体験学習を行うための講師派遣を行っています。
- 民生委員・児童委員は、同じ地域で生活する住民の一員として、日常生活上の困りごと等を抱える人の把握や相談対応を行い、市町や地域住民、専門機関等への「つなぎ役」として活動しています。
- 中山間地域などの地域人口の急減に直面している地域では、事業者単位でみると年間を通じた仕事がないことや、安定的な雇用環境、一定の給与水準を確保できていないことが、人口流出の要因やUターンの障害の一つになっています。
- 地域活動の推進力となる若手リーダーの確保に向けて、地域づくり人材が登録するプラットフォーム「ひろしま里山・チーム500」の運営に取り組んでいます。
- 県社会福祉協議会と市町社会福祉協議会では、ボランティア活動者の交流や、大学、地縁組織、NPO、地元企業、社会福祉法人などの多様な主体との連携を通じて、ボランティアセンター機能の充実を図るとともに、地域住民や活動団体等のボランティア活動者の育成と参加促進に向けた取組を進めています。
- 県や県社会福祉協議会、県共同募金会等の関係機関などで構成する「広島県被災者生活サポートボラネット推進会議」において、発災時における各機関・団体の役割や課題等について情報共有等を定期的に行うなど、災害時に迅速な支援活動を行うためのネットワークづくりを行っています。

課題

- 住民同士のつながりの希薄化等の影響により、複合的な課題や制度の狭間の問題、社会的孤立など、様々な生きづらさを抱える人が潜在化していくことに対し、地域の多様な主体による見守り・支え合いの居場所やつながりづくりを進めていく必要があります。
- 市町や市町社会福祉協議会が行っている、学校教育における福祉教育の取組は、地域の実情などにより、その内容や頻度に差が生じています。
- 少子高齢化の進展等により、地域の複雑・多様化した相談対応が民生委員・児童委員に求められています。また、個人情報保護の意識の高まりなどにより、住民の生活状況把握や関係者間での情報共有がしづらくなっています。
- 民生委員・児童委員の高齢化、役割や負担感の増加等により、なり手不足が生じており、地域住民との協働・連携体制をより一層充実するなど活動しやすい環境づくりが必要です。
- 中山間地域などの地域人口の急減に直面している地域において、安定的な雇用環境を生み出し、地域社会及び地域経済の重要な担い手である地域づくり人材が安心して活躍できる環境の整備を図る必要があります。
- 地域の推進役となるリーダーの発掘・育成やネットワーク化によって、地域のつながりや連帯感を醸成していく必要があります。
- 地域福祉ニーズの多様化に対応するため、市町社会福祉協議会のボランティアコーディネーターを育成し、多様な担い手の参加促進とボランティアセンターの更なる機能強化を図る必要があります。
- 南海トラフ巨大地震などの大規模災害や感染症流行時における災害に対応できる体制等を整えるとともに、被災者生活サポートボランティアセンター(災害ボランティアセンター)を迅速に設置・運営できる体制を整備する必要があります。

今後の取組の方向性

- 小地域福祉活動等の更なる充実を図るため、県社会福祉協議会と連携・協働して、地域活動を担う人材の育成や活動支援等に取り組みます。
- 学校と地域等が連携した福祉教育の取組を推進し、家族や仲間、地域の人々、地域の高齢者や障害のある人たちの生活を理解するとともに、体験的・実践的な活動を通じ、児童・生徒が自ら主体的に社会的な課題へ関わっていく意欲や実践する力を養います。
- 民生委員・児童委員が、地域の複雑・多様化した相談に対応できるよう、「民生委員・児童委員活動の手引」の改訂や、県民生委員児童委員協議会や地区民生委員児童委員協議会が行う研修会等への支援を行い、その質の向上を図ります。
- また、困りごとを抱えた人の早期把握・早期支援のために、地域住民をはじめとする多様な主体が、民生委員・児童委員や生活支援コーディネーターと連携する市町の取組を支援します。

- 民生委員・児童委員の負担軽減やなり手の不足への対応のため、民生委員・児童委員が活動しやすい環境づくりに向け、広く住民等に対し、制度の周知やその活動内容等の普及啓発を行います。
- 個々の民生委員・児童委員が負担を抱え込まないよう、市町及び県民生委員児童委員協議会や地域住民と協働・連携し、活動しやすい環境づくりについて支援します。
- 安定的な雇用環境の創出を図り、地域社会の維持と地域経済の活性化に貢献する「地域づくり人材」の確保に向け、市町における特定地域づくり事業協同組合制度の活用推進に取り組みます。
- 実践的な地域づくりのフィールドワークやノウハウを学ぶ人材養成塾などを通じて、身近な生活課題の解決に取り組む人材を育成していきます。
- 県社会福祉協議会と連携し、ボランティアコーディネーターの育成研修の開催や、大学、地縁組織、NPO、地元企業、社会福祉法人などの多様な主体が連携するネットワークの構築などによりボランティアセンターの機能強化を図るとともに、啓発・広報等を通じて、新たな担い手の参加促進に取り組みます。
- 大規模災害や感染症流行時における災害に備えて、県被災者生活サポートボラネット推進会議において、災害ボランティアの確保やICTの活用策等の検討、市町社会福祉協議会の職員に対する研修などにより、災害発生時に、速やかに被災者生活サポートボランティアセンター(災害ボランティアセンター)が設置され、効果的な支援が展開されるよう取り組みます。

2 社会とつながる機会・場づくりの促進

現 状

- 社会福祉法人は、社会福祉法第24条第2項で「地域における公益的な取組」が責務化されており、各地域において、社会福祉法人による様々な公益的な取組が実施されています。
- 地域の中で親子が落ち着いた気持ちで過ごせる場を提供するため、企業や子育て支援者・団体等が子供や子育て家庭に優しいサービスを提供する「子育て応援 イクちゃんサービス」の加盟店舗の増加に取り組むとともに、子育てポータルサイト「イクちゃんネット」による情報提供を実施しています。
- 市町では、障害者が創作的活動や生産活動を行うとともに、社会との交流の機会・場となる地域活動支援センターの設置を進めています(令和5(2023)年4月時点61か所)。
- 中山間地域の集落では、草刈・清掃などのコミュニティで行う共同作業や地域に根差した伝統文化行事等の活動が見られます。こうした活動は、地域を運営する機能としてだけでなく、世代を超えた多様な人々が絆を深める場としても貢献してきました。
- 近年、県内の小・中・高等学校における不登校児童生徒数が増加しており、不登校児童生徒の中には、学校内外の専門機関等で相談・支援を受けていない児童生徒が一定数いることが明らかになっています。

課 題

- 全ての社会福祉法人において、創意工夫をこらした多様な地域公益活動が実施され、法人間で活動事例が共有されることにより、各地域で福祉ニーズに対応したサービスが活発に提供されている状態とする必要があります。
- 企業や子育て支援者・団体等が提供するサービスについて、行政との連携や団体相互の情報共有が十分に行われていないことなどから、子育て家庭に必要な支援が届かない場合や、多様化する子育て家庭のニーズに一致していない場合があります。
- 地域活動支援センターの施設数は全国的に箇所数・定員数が減少している中であって、本県では近年ほぼ横ばいと堅調に推移しているものの、地域によって差がみられます。
- 中山間地域の集落では、その他の地域に比べて、小規模化や高齢化が大きく進み、地域活動の担い手不足などによって、コミュニティの維持が懸念されています。
- 学校等の社会とつながりが持てていない児童生徒への支援が十分に行き届いていない場合もあり、支援が必要な全ての児童生徒が学びにつながるよう、個々の状況に応じた多様な学びの環境を整える必要があります。

今後の取組の方向性

- 県内の社会福祉法人に対し、国が作成する「地域における公益的な取組」の好事例集等を定期的に周知することで、各法人の積極的な活動を喚起するとともに、個別の相談に対する助言等により、それぞれの地域・法人に適した取組を促します。
- 引き続き、企業や子育て支援者・団体等と連携し、多様化する子育て家庭のニーズに応じた子供や子育て家庭に優しいサービスの提供を促進するとともに、当該取組の共有・発信を行います。
- 障害児・者の社会との交流促進等を図るため、市町における地域活動支援センターの機能強化と地域差の解消に向け、引き続き、県内の設置状況を集約し、情報共有を図るとともに、市町に対する財政支援を行います。
- それぞれの集落の状況に応じた柔軟な地域運営や創意工夫による課題解決の取組を促進することによって、中山間地域における地域力の強化を図ります。
- 学校等の公的機関とフリースクールなどの不登校等児童生徒を支援している民間団体等との連携促進など、多様な学びの選択肢を増やす取組を通じて、不登校等児童生徒が学びたいと思った時に学べる環境整備に取り組みます。

3 認知症になっても安心して暮らせる地域づくりの促進

現 状

- 令和22(2040)年に向け、要介護認定率や認知症割合の高くなる85歳以上の高齢層、単身高齢世帯など、いわゆる「見守り、気に掛ける」必要がある人や世帯が増加していくことが予測されており、これらの状況変化を的確に捉えて、対策を講じる必要があります。

<普及啓発・本人発信支援>

- 令和5(2023)年6月に、「共生社会の実現を推進するための認知症基本法」が制定され、毎年9月21日を「認知症の日」、9月を「認知症月間」と定め、「国及び地方公共団体は、認知症の日においてその趣旨にふさわしい事業を実施するよう努めるものとする」とともに、認知症月間においてその趣旨にふさわしい行事が実施されるよう奨励しなければならない。」と規定されています。
- 本県では、世界アルツハイマーデー(9月21日)を起点とした1週間を「オレンジリング週間」(認知症理解促進強化週間)とし、この期間を中心に、認知症の理解促進を目的とした啓発イベントを実施しています。また、市町や企業等と連携し、認知症サポーターを養成しています(認知症サポーター数:324,980人(令和5(2023)年3月時点))。
- 認知症の人同士が自らの体験や希望、必要としていることを語り合い、自分たちのこれからのより良い暮らし、暮らしやすい地域の在り方を一緒に話し合う本人ミーティングなどの取組が行われています。

<認知症バリアフリーの推進>

- 認知症の人の多くが、買い物や移動、趣味活動など地域の様々な場面で障壁があり、外出や交流の機会を減らしている実態があります。
- 認知症サポーターのうち希望者を、認知症の人の見守り、傾聴ボランティアなどの具体的な活動につなげる取組が各地で行われています。
- 認知症サポーター養成講座を修了した人が復習も兼ねて学習する機会を設け、認知症の人や家族の体験・思いを理解したり、座学だけでなくサポーター同士の発表・討議も含めた、より実際の活動につなげるための講座(以下「ステップアップ講座」という。)の開催機会を拡充したりするなどの市町の取組を支援しています。
- ステップアップ講座を受講した認知症サポーター等が地域ごとに支援チームを作り、外出支援、見守り・声かけ、話し相手等の認知症の人やその家族のニーズに合った具体的な支援につなげる仕組み(チームオレンジ)(以下「チームオレンジ」という。)づくりを市町と連携して進めています。
- 警察に届出された行方不明者のうち、認知症又は認知症の疑いのある人の数は、令和4(2022)年中において、全国18,709人(県内322人)で、全国的に年々増加傾向にあります。

<若年性認知症の人への支援>

- 県内には約800人の若年性認知症の人がいると推計されています。65歳未満という働き盛りの世代で発症するため、若年性認知症の人だけでなく、家族の生活への影響が大きいにもかかわらず、住民や職場の理解が不足し、支援につながりにくい状況にあります。
- 気づきから診断までの期間が平均1年6か月であるなど、症状が進むまで適切な支援が受けられていないケースが多くあります。
- 若年性認知症支援コーディネーターを設置し、若年性認知症の人や家族への相談支援を行うとともに、支援に携わる関係機関とのネットワークの構築や支援に必要な知識・技術を習得するための研修を行っています。

課 題

<普及啓発・本人発信支援>

- 認知症の人やその家族が住み慣れた地域で、自分らしく暮らし続けるためには、誰もが認知症に関する正しい知識を持ち、認知症の人への正しい理解を深め、社会全体で認知症の人やその家族を支える必要があります。
- 認知症に対する誤解・偏見をなくし、認知症について理解してもらうためには、認知症の人が自らの言葉で語り、認知症になっても希望を持って前を向いて暮らすことができている姿等を積極的に発信していく取組が必要です。
- 認知症の人が、社会のあらゆる分野における活動に参画する機会を持ち、希望や生きがいを持って暮らしている姿が広く知られることで、認知症の診断を受けた後の生活への不安を軽減させる効果も期待できます。

<認知症バリアフリーの推進>

- 認知症になってからも、できる限り住み慣れた地域で普通に暮らし続けていくための障壁を減らしていく認知症バリアフリーの取組を推進する必要があります。
- 認知症の人や家族が地域において安心して日常生活を営み、社会参加が可能となるよう、地域で認知症の人を支えていく必要があります。
- 感染症の影響など、様々な理由で外出が困難な状況にあっても、認知症の人やその家族と地域とのつながりを保つための取組が必要です。
- 認知症サポーターの量的な拡大が図られていますが、今後は、認知症サポーターが自主的に行っている活動を更に広げるとともに、チームオレンジの整備を進めて行く必要があります。
- 認知症の人やその疑いのある人が行方不明になったり、外出先において事故に関与したりするケースが後を絶たないことから、認知症の人が自立して、かつ、安心して暮らすことができるよう、外出時の安全確保及び認知症の人が安全に外出できる地域の見守り体制づくりが求められます。

<若年性認知症の人への支援>

- 若年性認知症の人を早期に適切な支援につなぐため、幅広い普及啓発に加え、若年性認知症の人や家族が気軽に相談できる総合的な相談体制の確立が必要です。

- 若年性認知症の人が、発症初期の段階から、認知機能が低下してもできることを可能な限り続けられるよう、その症状・社会的立場や生活環境等の特徴を踏まえた適切な支援を受けられる環境整備が必要です。
- 若年性認知症の人とその家族が、住み慣れた地域の中で生活していくためには、地域での、より一層の個別性の高い、きめ細やかな支援が必要なことから、市町における若年性認知症施策の取組が求められています。

今後の取組の方向性

<普及啓発・本人発信支援>

- 認知症に関する正しい理解を深めるため、引き続き啓発イベントを実施するとともに、子供を含む若い世代や県が連携する企業など、地域社会を構成する幅広い主体に対して認知症サポーター養成講座を実施します。
- 認知症の人がその個性と能力を十分に発揮し、生きがいや希望を持って暮らすことができるよう、市町や関係団体と連携して、認知症の人からの発信の機会が増えるよう取り組みます。
- 市町や関係団体と連携し、地域で暮らす認知症の人とともに普及啓発を行い、また、本人ミーティング等の取組により、認知症の人及びその家族の意見を把握するよう努めます。
- 診断直後等は認知症の受容ができず、今後の見通しにも不安が大きいことから、ピアサポーターによる心理面、生活面に関する相談活動を支援します。

<認知症バリアフリーの推進>

- 市町と連携して、認知症カフェの開催・チームオレンジによる声かけや意見交換などにより、地域とのつながりを保ち、認知症の人とその家族が孤立しないための関係づくりを図ります。その際、外出が困難な状況下においては、オンラインツールの活用等も検討します。
- 認知症の人が日常生活で困った際に、周囲の理解や支援を求めるためのヘルプカードが利用されるよう、市町に対し、利用促進に向けた周知を図ります。
- 認知症サポーターの更なる活動の推進に向け、市町と連携し、認知症カフェやチームオレンジなど、認知症サポーターが地域において積極的に活動できる場の周知に取り組みます。
- チームオレンジコーディネーター研修などにより、チームオレンジの立ち上げ支援や好事例の横展開を行うことで、引き続き、市町におけるチームオレンジの整備に努めます。
- 認知症による徘徊や行方不明者への対応については、国、警察本部等との連携を強化し、ホームページの特設サイト等を活用した早期発見のための仕組みや市町による徘徊・見守りネットワークの充実を推進していきます。

<若年性認知症の人への支援>

- 若年性認知症支援コーディネーターが、各地域の地域包括支援センターや認知症地域支援推進員等へ迅速に情報提供を行うなど、若年性認知症の人や家族からの相談ケースを地域の関係機関につなぐことにより、地域を含めた支援の実行体制の構築を図り、オーダーメイド型の支援を行います。
- 若年性認知症支援コーディネーターは、市町や医療・就労・障害・介護等の関係機関、当事者団体等との連携体制の構築に加えて、地域や関係機関に対する若年性認知症に係る正しい知識の普及を行います。
- 若年性認知症の人が早期に適切な支援につながるよう、医療機関と支援機関が一体となった早期の支援着手に向け、産業医や医療機関に対し、若年性認知症支援コーディネーターや当事者団体等の支援機関について周知を行います。
- 若年性認知症の人が役割や生きがいを持ち、社会や地域と関わり続けられるよう、就労支援サービスによる意欲及び能力に応じた雇用の継続や円滑な就職、障害福祉サービスや介護保険サービス等による生産活動やボランティア活動、認知症カフェなどの若年性認知症の人や家族が交流できる居場所への参加を支援します。
- 市町が主体となって、若年性認知症の人への早期からの支援が行えるよう、市町に対し、若年性認知症支援コーディネーターの周知を積極的に行うとともに、助言・支援や研修等を実施します。

4 非常時の地域支え合い活動の促進

現 状

- 平成30(2018)年7月豪雨災害に関する県民の避難行動の調査を踏まえ、「自主防災組織による避難の呼びかけ体制の構築」に取り組んでおり、令和4(2022)年度末時点で47.9%の組織が体制を構築しています。
- 市町では、自ら避難することが困難な要配慮者を把握して「避難行動要支援者名簿」を作成し、名簿情報を基に、要配慮者ごとの「個別避難計画」を任意に作成してきました。令和3(2021)年5月の災害対策基本法の改正により、個別避難計画策定が市町村の努力義務とされるとともに、実効性の確保から計画に記載すべき要件が示されたため、それまで作成されていた計画は、作成方法を含めて、その内容の見直しが求められています。
- 災害発生時等において、高齢者施設や障害者支援施設等が要支援者を受け入れる福祉避難所の整備が各市町において進められており、令和4(2022)年12月1日時点で、433施設が市町村との協力体制等を構築しています。
- 災害発生時において、高齢者や障害者、子供等の要配慮者が、避難所等において長期間の避難生活を余儀なくされる場合の生活機能の低下や要介護度の重度化などの二次被害の発生が懸念されます。これらの一般避難所等での福祉ニーズに対応できるよう、県災害福祉支援ネットワークを設置し、平時から、災害に備えた連携・情報共有や、研修・訓練の実施など、災害派遣福祉チーム(DWAT)の派遣に向けた基盤整備に取り組んでいます。

課 題

- 要配慮者を含め地域住民が、災害時に早めの避難行動をとるためには、過去の災害を踏まえ、災害リスクの高い地域の自主防災組織から優先的に避難の呼びかけ体制を構築していく必要があります。
- 実効性の高い個別避難計画の作成を進めていくには、市町において、防災・福祉・まちづくりなどの関係分野の「庁内連携」や、地域住民や専門職と協働する「庁外連携」の仕組みや推進体制を構築するとともに、災害危険度が高い地域や独居等の生活実態を踏まえて優先すべき対象者から作成を進めるなど、計画的に進めていく必要があります。

また、要配慮者及び避難支援者の双方が、個別避難計画の必要性等の理解を共有し、生活実態に詳しい福祉専門職等の協力を得ながら、地域ぐるみで避難する意識と行動を広げていく必要があります。

- 非常時において、要配慮者の避難先となる福祉避難所や一般避難所の福祉スペース等の整備を進めるには、開設・受入時の連絡体制や人員配置、要配慮者の特性に応じた滞在スペースの確保や整備、必要品の備蓄・調達方法など、個々の施設等の状況に応じた事前の調整や備え等が必要となります。
- 大規模災害時に備え、平時から、迅速かつ適切な福祉支援体制の構築を図るとともに、災害派遣福祉チーム(DWAT)の登録員の更なる増加や、継続的な知識・スキルの向上に取り組む必要があります。

今後の取組の方向性

- 災害リスクの高い地域に居住している人々に適切な避難行動をとっていただけるよう、市町と連携し、自主防災組織による避難の呼びかけ体制構築・実践の取組を促進します。
- 市町が進める避難行動要支援者名簿の定期的な更新や、障害の特性や地域の実情等を踏まえた個別避難計画の作成・見直し、要支援者を含めた避難訓練等の取組に対して、県作成ガイドラインによる助言や先行事例の共有等により支援を行います。

また、避難支援者の確保に向けた取組を促進するため、福祉専門職等を対象とした研修会の開催や地域住民の理解促進を図る研修教材の提供、地域コミュニティとの連携・協働した取組事例の共有等により、市町の取組を支援します。
- 福祉避難所や一般避難所の要配慮スペース等の整備・開設にあたって必要なポイント等をまとめたガイドラインを作成するなどにより、市町が進める避難者の特性等に応じた受入環境・体制づくりを促進します。
- 県災害福祉支援ネットワークの活動を通じ、災害派遣福祉チーム(DWAT)の周知を図るとともに、継続的に、登録員への実践的な研修・訓練を実施します。

Ⅲ まるごと相談支援体制の構築

これまでの属性別や対象者のリスク別の専門的な相談支援をベースとしながらも、複合的な課題や制度の狭間の問題にも柔軟に対応するため、各分野の専門的な知識やノウハウを共有し、制度や分野を超えた連携体制の構築を推進するとともに、専門職の人材育成等による相談支援機能の充実に取り組めます。

分野を超えた連携体制の構築及び相談支援機能の充実

現 状

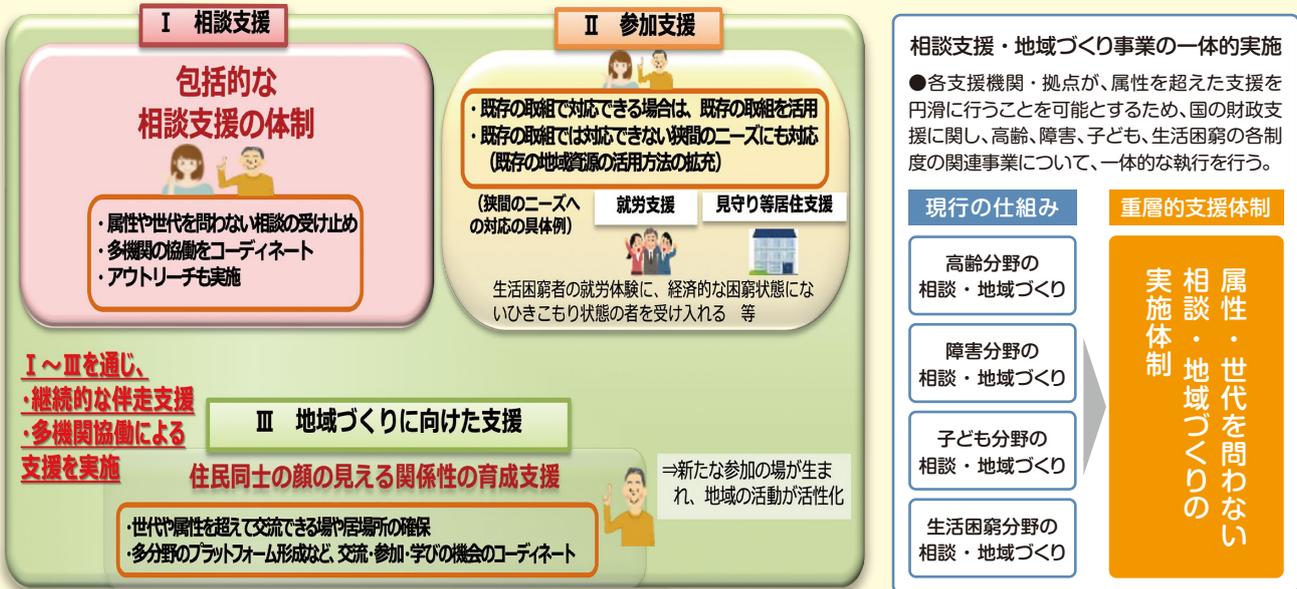
- 相談支援を行う機関としては、高齢者の総合相談窓口である地域包括支援センターのほか、障害者基幹相談支援センター、障害者相談支援事業所、子育て世代包括支援センター、生活困窮者自立相談支援機関などの相談支援機関があり、また、市町社会福祉協議会も同様に、地域の相談支援基盤として重要な拠点となっています。
- 令和2(2020)年6月の社会福祉法改正により創設された市町の福祉4分野(高齢、障害、子供・子育て、生活困窮)の相談支援事業等を一体的実施する「重層的支援体制整備事業」について、市町への個別訪問や研修の場等において、県内外の先行事例や課題等の共有・意見交換を行う機会を定期的に設けて事業実施を促進し、市町の包括的な相談支援体制の構築促進を図っています。

こうした取組を通じて、「重層的支援体制整備事業」(移行準備事業を含む。)を活用して、包括的な支援体制づくりに取り組む市町は11市町となっています(令和5(2023)年3月時点)。

●重層的支援体制整備事業(社会福祉法第106条の4)

市町村において、既存の相談支援等の取組を活かしつつ、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制を構築するため、「Ⅰ 相談支援」、「Ⅱ 参加支援」、「Ⅲ 地域づくりに向けた支援」を一体的に実施する事業。

事業の全体像



【出典：厚生労働省資料】

課 題

- 包括的な相談支援体制の構築は、市町が主体となって進められることが不可欠ですが、取組を開始した市町は、試行錯誤の状況にあるほか、その進捗には差があることから、各市町の実情等に応じた支援が必要となります。
- 個人に着目するだけでは解決しきれない、複合的な課題や制度の狭間の問題が潜在している場合があることも考慮し、「世帯まるごと」の支援の考え方への理解や、「本人や家族の支援拒否」への対応の仕方等について、共通理解を深め、広域的かつ専門的な観点から、人材育成を図る必要があります。

今後の取組の方向性

- 包括的な相談支援体制構築に向け、各市町への個別訪問や研修の場等において、県内外の取組事例や課題等の共有・意見交換を行う機会を定期的に設けるとともに、それぞれの市町の進捗や課題を把握した上で、総合的な伴走支援を行います。
また、複合的な課題や制度の狭間の問題を解決するため、各分野が連携して、対応できる相談支援体制の構築に取り組みます。
- 県、県保健所、県地域包括ケア推進センター、市町等が連携し、市町担当者や、相談支援機関等の専門職等を対象として、「世帯まるごと」の支援の考え方への理解や、「本人や家族の支援拒否」への対応の仕方、困難事例への対応についての基礎的な研修プログラムを順次、検討・実施していきます。
また、各分野専門研修や市町が行う研修等について、様々な関係者が参加できるよう情報共有を行います。

IV つなぎ・つながる機能の充実・強化

住民主体の活動創出の後押しや住民と専門職間のつなぎ役など、人と人、人と資源を結びつけるコーディネート機能の充実に向け、市町や関係機関を対象とする研修や情報交換会等を実施します。

また、適切な支援や支え合いにつながりやすい環境づくりを促進するため、地域の居場所や制度・サービス等の情報を発信し、つなぎ・つながる機能の充実に向けた支援を行います。

つなぎ・つながる機能の充実に向けた支援

現 状

- 第1期計画において取り組んだ「地域支え合いモデル事業」では、社会福祉協議会職員や生活支援コーディネーターなど、住民の活動への後押しや専門職とのつなぎ役を担うコーディネート人材が、多様な主体による地域の支え合いを促進する役割を果たしました。
- 県では、地域の支え合いを促進するコーディネート機能の強化等を目的として、広島県社会福祉協議会に専門支援員を配置して、市町や市町社会福祉協議会の職員等を対象とした人材育成研修の開催や、市町への個別訪問による取組状況の把握・共有や助言などを行っています。
- 県内では、22市町に生活支援コーディネーターが配置されており、フォーマル・インフォーマルな支援を問わず、人と人(人材)、人と場所、担い手と活躍の場をつなげています。
- 具体的には、住民のゴミ出しや移動支援等、高齢者の日常生活上の課題を把握したり、これらを支援する活動やサービスにつなげたりする仕組みづくりや、地域のネットワーク構築を行っています。
- また、生活支援コーディネーターの働きかけにより、「ふれあいサロンの開設・運営」につながるなど、住民主体の地域づくりも進められています。
- 令和4(2022)年度広島県実態調査の「県民アンケート調査」結果から、悩みを相談したり、助けを求めたりすることにためらいを感じる理由として、「誰・どこに相談したらよいか分からない」(41.0%)となっています。

課 題

- 市町又は地域ごとに、人口構造や保健・医療・福祉の資源、地域文化等は異なっており、住民主体の地域づくりに向けた取組は様々であり、各市町と関係機関・団体が目指す姿を共有し、連携して取組を進めていく必要があります。

- 生活支援コーディネーターは、高齢者等のあらゆる日常生活上の課題に対応するため、地域資源の把握や、多様な団体・機関・企業等(※)の活動促進、担い手の養成、地域の支援ニーズと提供主体とのマッチング等を行うとともに、継続的なスキルアップが必要です。
※ NPOやボランティア団体のみならず、地域住民、商店、宅配会社、タクシー会社等の生活を支える多様な主体
- 各地域の有効な取組が県内各地の参考になり得ることから、地域を超えて生活支援コーディネーター同士が気軽に相談し合える機会づくりが必要です。
- 住民主体の地域づくりのサポートを行う生活支援コーディネーターの活動について、地域内で周知を図る必要があります。
- 悩みや課題の相談先等について、県民へ分かりやすく発信し、周知する必要があります。また、相談支援機関や関係機関でも、地域の居場所やサービス等を十分に把握できておらず、適切な支援や居場所につながりにくいという課題があります。

今後の取組の方向性

- 各市町が目指す姿の実現に向け、進捗や課題を把握した上で、各市町や関係機関・団体への研修・個別訪問の場等において、県内外の先行事例や課題等の共有・意見交換を行う機会を定期的に設けるなどの支援を行います。
- 生活支援コーディネーターのスキルアップのため、県保健所及び県地域包括ケア推進センターと連携し、実践事例等を踏まえた研修やアドバイザー派遣等を行います。
- 生活支援コーディネーター同士の情報交換会などを開催し、継続的に相談し合えるネットワークづくりの構築を支援するなどにより、質の向上を図ります。
- 地域内で生活支援コーディネーターの活動や、気軽に参加できる地域における支え合い活動例等について、住民や専門職に周知する市町の取組を支援します。
- 適切な支援や支え合いにつながりやすい環境づくりを促進するため、市町とともに、地域の居場所や制度・サービス等の情報を集約して発信するなど、つなぎ・つながる機能の充実を図ります。

V 支援につながりにくい人・世帯へのアプローチ

複合的な課題や制度の狭間の問題など、様々な「生きづらさ」を抱えていながら、課題の潜在化や社会的孤立等により、支援につながりにくい人・世帯に対する支援の充実に取り組みます。

1 ケアラー(家族介護者等)への支援の充実

現 状

- 高齢化の進展により、介護を必要とする人は増加傾向にありますが、単独世帯や夫婦のみの世帯も増加しており、ダブルケア、老老介護などから生じるストレスや悩みをケアラー(家族介護者等)が抱え込む等、過度な負担により、問題が深刻化してしまう状況がうかがえます。
- 高齢者の相談窓口である地域包括支援センターでは、高齢者夫婦のみの世帯の増加に伴う老老介護や本人等が支援を望まないなどにより、ケアラー(家族介護者等)に過度な負担がかかるなど多岐にわたる相談を受けており、内容に応じて支援制度の説明や相談窓口の紹介などを行っています。
- 市町の取組として、要介護高齢者の介護をしている家族等を対象に、家族介護支援事業を実施し、ケアラー(家族介護者等)の身体的、精神的、経済的な支援を行っています。
- ケアラー(家族介護者等)を支援するNPOや当事者団体等が、孤立しがちなケアラー(家族介護者等)同士のつながりを支援し、悩みや思いを共有する場を提供しています。
- 令和5(2023)年度広島県子供の生活に関する実態調査の結果から、ヤングケアラー(18歳未満の家族介護者)が一定程度、存在していることが分かっています(自分が「ヤングケアラー」にあてはまると回答した子供の割合(速報値)：小学5年生で1.5%、中学2年生で1.0%)。
- また、ヤングケアラー(18歳未満の家族介護者)は、教員や身近な友人などに悩みや思いを打ち明けられず、孤立しやすい状況にあります。

課題

- 今後、令和22(2040)年に向け、要介護認定率が高く、入退院頻度が高い85歳以上人口が増加する見込みとなっており、親や自分自身に入退院や介護が必要になった場合など、いざというときの相談先をあらかじめ知っておくことは、安心材料の一つであると考えられます。このため、相談窓口や必要なサービス等の周知を図り、地域社会の中で孤立することなく、介護の負担ができるだけ軽減されるよう支援する必要があります。
- ケアラー(家族介護者等)の負担軽減のため、レスパイトのために利用できるサービスや、介護者同士のピアサポート等についても、広く周知していく必要があります。
- 地域包括支援センターでは、介護疲れ、老老介護、本人が支援を望まない場合など、様々な課題を抱えるケアラー(家族介護者等)からの相談に対応する必要があります。
- 悩みを周囲に相談できない高齢者や家族が、当事者団体や当事者を支援するNPOなど、必要な支援等につながる仕組みを検討することも必要です。
- 子供を取り巻く社会環境の変化等により、学校が把握するヤングケアラーに関する相談件数は増加傾向にあり、支援が必要な児童生徒を支援機関に橋渡しできるよう、教職員のヤングケアラーに対する理解を深める必要があります。

今後の取組の方向性

- 各地域包括支援センターの一覧や相談できる内容のほか、介護保険制度等について広報紙やホームページ等を通じて、情報発信を行います。
- 市町が行うケアラー(家族介護者等)への相談支援や介護の負担軽減等の家族介護支援事業を通じ、レスパイトのために利用できるサービスや相談窓口の周知、介護疲れの負担軽減に向けた取組を促進します。
- ケアラー(家族介護者等)への相談体制の充実を図るため、地域包括支援センター等で家族介護支援に関わる人材のスキル向上に向けた取組を検討します。
- 当事者団体や当事者を支援するNPOなど、地域内外にある支援団体や相談窓口などを把握し、公的機関との連携が行える仕組みの検討を行います。
- 教職員のヤングケアラーに対する理解促進に向けた研修の実施など、支援機関に適切な橋渡しができるよう教育相談体制の充実を図ります。

2 特に支援が必要な人・世帯への支援

現 状

(1) 発達障害児・者への支援の充実

- 発達障害は、早期から適切な支援を行うことにより、発達障害があっても、日常生活や社会生活に適応することは可能であることから、早期把握、早期支援が特に重要です。このため、県では、乳幼児健康診査を始めとする様々な場面における気付きを強化するとともに、気付いた段階から特性に応じた支援が身近な地域で行われるよう、早期把握、早期支援の強化を図るための研修や、関係機関への助言等を行っています。
- 発達障害の家族支援体制の整備を図るため、発達障害児の保護者の養育スキル向上を図るペアレント・トレーニングや、発達障害児を育てた経験のある保護者による共感的な支援により発達障害児の保護者の精神的な支えになるペアレントメンター事業の普及に取り組んでいます。

(2) 生活困窮者への支援の充実

- 生活困窮者自立支援法が平成27(2015)年4月に施行され、実施主体である福祉事務所設置市町において、自立支援施策(生活困窮者自立支援制度)を実施しています。
- 県社会福祉協議会を実施主体として、低所得や障害者、高齢者の世帯等に対して、生活福祉資金の貸付と必要な相談支援を行っており、経済的な自立や生活環境の改善を図っています。
- 県内の若年無業者(ニート)の状況としては、令和4(2022)年就業構造基本調査では、13,700人であり、依然として、多数の若年無業者(ニート)が存在しています。

(3) ひきこもり支援の充実

- 内閣府の調査によると、15~39歳では2.05%、40~64歳では2.02%の方がひきこもり状態にあり、この割合を本県の人口に当てはめると31,653人と推計されます(令和4(2022)年4月1日時点)。
- 県内3か所に設置している広島ひきこもり相談支援センターにおいて、当事者の抱える実情に応じて相談支援を行うとともに、訪問支援や居場所づくりなどに取り組んでいます。
- 県内23市町で、ひきこもり相談窓口を明確化しており、県立総合精神保健福祉センターにおいては、困難事例への対応支援や専門的な助言等の技術支援を行っています。

(4) 住宅確保要配慮者が安心して暮らせるセーフティネット機能の整備

- 県内の公営住宅は、公営住宅法が施行された昭和26(1951)年から、県と市町が連携して供給しているが、県内の公営住宅ストックは、昭和40(1965)年代後半に、都市部への人口集中に対応するために、集中的に建設され、築後50年を経過しようとしており、老朽化による一斉更新時期を迎えています。

(5) 矯正施設退所者等の地域定着支援

- 令和4(2022)年において新たに刑事施設に入所した人(受刑者)で、犯罪時の住居が広島県であった人のうち、60歳以上の割合は28.4%となっており、平成28(2016)年からみると、23~30%台で推移しています。また、入所時に無職であった人が69.8%となっており、平成28(2016)年からみると、63~74%台で推移しています(法務省矯正局調査)。
- 県地域生活定着支援センターを設置し、矯正施設退所者等のうち、高齢または障害により自立した生活が困難な人に対して、必要な福祉的支援を行っています。
- 刑事司法手続終了者(起訴猶予者等や保護観察等終了者)のうち、就労能力や意欲はあるが自力での就労が難しい人(高齢者を含む)に対し、就職から職場定着までの支援を実施しています。
- 令和3(2021)年3月に「広島県再犯防止推進計画~更生支援の推進~」を策定するとともに、国、県、市町及び民間の関係機関等で構成する「広島県再犯防止推進連絡会議」を設置し、再犯防止に向けた取組を推進しています。

(6) 外国人が安心して生活できる環境整備

- 国内における深刻な人手不足を背景として、現行の技能実習制度を発展的に解消し、人材確保と人材育成を目的とする新たな制度の創設が検討されていること等により、今後、地域で暮らす外国人の増加が見込まれます。
- 県内在住外国人を対象に実施した「令和4(2022)年度外国人材生活意識調査」では、生活上の課題として、「地域の人とのコミュニケーションがとれない」という回答が全体の53.1%を占めています。
- 外国人児童生徒の学校生活への適応や学習支援のため、学校における日本語指導の充実に取り組んでいます。

(7) 配慮が必要な人への支援

- 本人や世帯が抱える様々な「生きづらさ」は、(1)~(6)に限られるものではなく、これらの様々な「生きづらさ」を複合的に抱える場合もあります。
- 孤独・孤立対策推進法(令和5(2023)年6月7日公布)において、「地方公共団体は、孤独・孤立対策に関し、その区域内における施策の策定・実施の責務を有する」旨が規定されています。また、基本理念として、「孤独・孤立の状態にある者の問題が社会全体の課題であるとの認識の下に、社会のあらゆる分野において孤独・孤立対策の推進を図ることが重要である」旨が規定されています。

(1) 発達障害児・者への支援の充実

- 発達障害の早期把握、早期支援については、市町によって取組状況に差があります。このため、身近な地域で早期から適切な支援が受けられるよう、1次支援機関である市町や事業所、保育所、学校等における対応力の向上、気づきの段階から関係機関が連携した支援体制の構築を図る必要があります。
- ペアレント・トレーニングやペアレントメンター事業の取組状況には、市町によって差があるため、身近な地域で支援が受けられるよう、ペアレント・トレーニングやペアレントメンター事業の更なる普及を図る必要があります。

(2) 生活困窮者への支援の充実

- 生活困窮者自立相談支援事業における市町のニーズや地域資源等の状況を踏まえ、市町の取組を促進するとともに、近年の多様化した相談に対応できるよう、市町相談員の人材育成に取り組む必要があります。また、令和5(2023)年度に任意事業を実施している市町数は、家計改善支援事業は23市町中20市町ですが、就労準備支援事業は23市町中13市町、一時生活支援事業は23市町中11市町にとどまっています。
- 生活困窮者自立相談支援機関では、支援対象者の早期把握のため、租税・保険料・公共料金の担当や教育関係等の多岐にわたる関係機関との連携が必要です。
- 生活福祉資金の貸付は、生活再建に向けた制度であることから、利用者の生活全体を捉え、背景にある生活困難な要因の解消や自立に向けた支援を行うことが必要です。
- 若年無業者(ニート)への支援は、近年、発達障害等で進路決定までの相談等に時間を要する利用者も増えてきているため、これまで以上に利用者の個別のニーズに応じた丁寧な対応が必要となっています。

(3) ひきこもり支援の充実

- ひきこもりは複雑化・複合化したニーズや課題を抱えていることから、従来の高齢、障害、子供・子育て、生活困窮といった分野別の福祉サービスでは対応が難しく、様々な制度等と一体的に分野横断的なネットワークづくりを進めていく必要があります。
- ひきこもり当事者やその家族が身近なところで相談支援を受けることができるよう、市町における支援内容の充実を図る必要があります。
- 様々な相談支援ニーズに対応できるひきこもり支援従事者の育成及び確保を図っていく必要があります。

(4) 住宅確保要配慮者が安心して暮らせるセーフティネット機能の整備

- 将来的に必要な公営住宅の供給戸数を見据え、公営住宅の長期的な安定供給を図る必要があります。
- 住宅確保要配慮者が民間賃貸住宅に入居しようとする場合、入居拒否や家賃負担等の問題が存在しており、それぞれの状況に対応した居住支援を継続的に行っていく必要があります。

(5) 矯正施設退所者等の地域定着支援

- 県地域生活定着支援センターによる福祉的支援にあたっては、保護観察所、矯正施設、留置施設、検察庁及び弁護士会といった刑事司法関係機関や、地域の福祉関係機関等と適切に連携する必要があります。また、刑事司法手続終了者の就労支援にあたっては、高齢や障害、帰住先がない等、複数のニーズを同時に抱えていることが多いことから、刑事司法関係機関、福祉支援機関、民間支援団体等の関係機関と適切に連携する必要があります。
- 県や国における様々な支援制度等を通じ、矯正施設退所者等に対する支援が漏れなく行き届くよう、仕組みを構築するとともに、県民の理解を深め、円滑に社会復帰しやすい環境を整える必要があります。

(6) 外国人が安心して生活できる環境整備

- 外国人が、言葉の壁や習慣の違いなどで社会的に孤立することなく、地域住民の一員として安心して生活するためには、外国人が生活する上で必要となる様々な情報が確実に得られるための仕組みづくりが必要です。
- 外国人児童生徒は毎年増加傾向にあり、母語、文化、就学状況等の多様化が見られることから、学校において、日本語指導が必要な児童生徒の実態に応じた指導の充実や、担当する教員の指導力の向上を図る必要があります。

(7) 配慮が必要な人への支援

- 孤独・孤立の状態は、人生のあらゆる場面で誰にでも生じ得るものであるとともに、当事者や家族等が置かれる具体的な状況は多岐にわたり、孤独・孤立の感じ方・捉え方も人によって多様であるため、孤独・孤立の問題には、当事者や家族等の状況に応じた多様なアプローチや手法により対応することが求められます。
- 「生きづらさ」を抱えている人や世帯には、支援につながりにくい・つながらない場合があり、様々な方法で、支援が必要な人を把握し、必要なサービスや情報を届ける必要があります。

(1) 発達障害児・者への支援の充実

- 発達障害児・者が、早期から身近な地域で発達障害の特性に配慮した支援が受けられるよう、広島県発達障害者支援センターによる機関コンサルテーションや、ライフステージ等に応じた研修会の実施等により、支援者の質の向上を図ります。また、地域支援マネジャーの派遣や、地域における発達支援の中核的な支援機関である児童発達支援センターの機能強化等により、地域支援体制の構築・強化をサポートします。
- 発達障害の家族支援体制を整備するため、ペアレント・トレーニング実施者養成研修やペアレントメンター養成研修等の開催、地域支援マネジャーの派遣等による、市町におけるペアレント・トレーニングやペアレントメンター事業の導入の推進を図ります。

(2) 生活困窮者への支援の充実

- 生活困窮者自立相談支援機関における近年の多様化した相談への対応や、包括的な相談支援の実践に向け、市町相談員の資質向上のための研修の充実を図ります。また、任意事業の実施市町の増加に向け、市町への優良事例の情報提供等を行います。
- 生活困窮者自立相談支援機関において、連携が必要となる関係機関等を把握・リスト化し、市町等へ周知を行います。
- 引き続き、低所得世帯、障害者世帯、高齢者世帯に対する生活福祉資金の貸付と必要な相談支援を行い、当該世帯の方が経済的に自立し、安定した生活が送れるように支援します。
- 若年無業者(ニート)を支援するため、次の取組を推進します。
 - ・ 各種相談対応や職業意識啓発のため、グループワーク等のプログラム等を実施
 - ・ 心の病を持つ若者を支援するため、臨床心理士による定期相談を実施
 - ・ 就労意識の高揚を図るため、企業人講話、職場体験及び各種支援プログラムを実施
 - ・ 多機関との連携・情報共有を図るため、臨床心理士会、NPO、福祉保健機関、教育機関等とのネットワーク会議を開催

(3) ひきこもり支援の充実

- 市町や関係機関と連携・協働を図り、切れ目のない支援を実現するために、地域の実情を踏まえたネットワークづくりに取り組みます。
- 広島ひきこもり相談支援センターにおいて、市町や関係機関との連絡協議会や研修会の開催により、情報共有や好事例の横展開を図ります。
- 県立総合精神保健福祉センターにおいて、市町や関係機関を対象に研修会を開催し、ひきこもり支援従事者の人材育成に取り組みます。

(4) 住宅確保要配慮者が安心して暮らせるセーフティネット機能の整備

- 公営住宅の長期的な安定供給に向けて、県と市町が連携し、将来的に必要な公営住宅の供給戸数を見据え、建物の長寿命化により事業量の平準化を図るとともに、地域ごとの需要を踏まえながら適切に更新、維持管理を行います。
- 多様な住宅確保要配慮者のニーズに応じた支援を実施していくため、民間賃貸住宅所有者への住宅セーフティネット制度の普及等を図り、セーフティネット住宅の登録を促進します。また、広島県居住支援協議会の活動等を通じ、各部局間や不動産関係事業団体との連携を強化し、住宅確保要配慮者の居住の安定の確保に取り組むとともに、地域のニーズに応じた居住支援を実施していくため、市町における居住支援協議会の設立や居住支援法人の増加に向けた普及啓発を行い、居住支援体制の充実を図ります。

(5) 矯正施設退所者等の地域定着支援

- 矯正施設退所者等が地域社会において生活基盤を持ち、社会参画が果たせるよう、県地域生活定着支援センターと、刑事司法関係機関、就労支援機関、福祉等関係機関との間で情報共有や意見交換を行い、福祉的支援の充実や就労支援・職場定着の促進に取り組みます。
- 「広島県再犯防止推進連絡会議」をはじめ、国、県、市町及び民間の関係機関等による情報共有や連携を促進し、矯正施設退所者等に対する支援体制の構築に取り組むとともに、犯罪や非行をした人たちの更生について、県民の理解促進を図ります。

(6) 外国人が安心して生活できる環境整備

- 外国人が孤立することなく安心して生活できるよう、市町と連携して、地域とのつながりを深めながら生活に必要な情報を外国人同士で共有できる仕組みづくりに取り組むとともに、住民の異文化理解の促進を図ります。また、医療・防災、教育・生活安全等や日常生活に関する情報の多言語化と提供機会の充実に取り組みます。
- 日本語能力が十分でない外国人に対して、日本語教室を核とした地域コミュニティ拠点を整備し、日本語によるコミュニケーション能力向上の支援及び地域社会への参画を促します。
- 学校における多文化共生の視点をもった日本語指導の実施に向けて、連絡協議会や研修会の実施等を通じ、教員の指導力向上に取り組みます。

(7) 配慮が必要な人への支援

- 孤独・孤立対策推進法(令和5(2023)年6月7日公布)で規定されている地方公共団体の責務を念頭に置き、孤独・孤立対策の推進に向け、市町とともに、法の趣旨を踏まえた取組を検討し、実施につなげます。
- 行政機関と相談支援機関やNPO等、「生きづらさ」を抱えている人や世帯への支援を行っている機関・団体が相互に連携し、効果的に取組を推進する基盤の構築やアウトリーチ支援の推進に取り組みます。

VI 総合的な権利擁護体制の構築

認知症高齢者や知的・精神障害者等、判断能力の不十分な人は、財産の管理や日常生活等に支障がある場合、その人らしく日常生活を送ることができなくなったとしても、自ら助けを求めることが難しく、自らの権利が侵害されていることに気付くことができない場合もあります。そのような人々の意思を尊重し、人権侵害(財産侵害や虐待など)が起こらないようにすることや、自己の権利やニーズを表明することが困難な人に代わり、援助者が代理として権利やニーズの表明を行うことが必要です。

このため、県民誰もが、権利を侵害されることなく、尊厳のある本人らしい生活を継続するため、福祉、司法、行政など多様な分野・主体が連携し、成年後見制度の利用促進など権利擁護支援の充実を図ります。

1 成年後見制度等の権利擁護支援の充実

現 状

- 県社会福祉協議会は、市町社会福祉協議会と役割分担して、福祉サービスの利用や日々の暮らしに必要なお金の管理に困っている人などを対象とした、福祉サービス利用援助事業(かけはし)を実施しています。
- 認知症高齢者や知的・精神障害者等、判断能力の不十分な人の増加が見込まれる中、従来の福祉的な相談支援では対応しきれない相談が増加しており、財産管理や介護サービスの利用等に関する契約締結などを行う成年後見制度等の権利擁護支援の必要性が高まっています。
- 国の第二期成年後見制度利用促進基本計画(令和4(2022)~令和8(2026)年度)では、本人及び関係機関からの成年後見制度等に関する相談への助言や、司法、福祉、医療等が連携した仕組み(権利擁護支援の地域連携ネットワーク)の構築に向けた中核機関の整備の方針が示されていますが、中核機関を整備している県内市町は9市町に留まっています(令和5(2023)年3月時点)。また、市町は権利擁護支援の地域連携ネットワークを段階的に進めるため、成年後見制度利用促進基本計画の策定に努めるものとされています。
- 本県における成年後見制度の利用者数は、年間200件程度増加していますが、司法専門職等が不在の地域もあり、利用開始までに時間を要しています。
- 本県において市民後見人を養成している市町は3市に留まっています(令和5(2023)年3月時点)。

課題

- 福祉サービス利用援助事業(かけはし)の利用世帯は増加傾向にあり、特に生活困窮などの複雑な諸課題を抱えるケースが増えていることから、これらの課題に対応できるよう、利用者の支援を行う生活支援員や専門員の確保とスキルアップを図るとともに、支援の円滑化に向けて、関係機関との連携強化を図っていく必要があります。
- 成年後見制度等の権利擁護支援の取組は、各市町で進められていますが、司法専門職との連携や成年後見制度利用等の提供体制には地域差が生じており、構築済みの市町においてもノウハウ蓄積等の課題があるなど、各市町の実情等に応じた支援が必要です。
- 成年後見制度利用促進基本計画を策定している市町は16市町に留まっており、市町の計画策定を支援する必要があります(令和5(2023)年3月時点)。
- 市町においては、権利擁護を担う人材の確保・育成に苦慮しているなどの共通課題も多く、市町域を超えた広域的な対応も必要です。
- 司法専門職等において、意思決定支援や身上保護の福祉的な視点が十分でない運用がなされているケースがあり、制度利用のメリットや効果が十分発揮されていません。また、成年後見制度を必要とする人が不安なく支援を受けられるよう、制度を分かりやすく周知する必要があります。
- 市民後見人の養成が進んでおらず、また、養成を進めている市町においても、受任まで至るケースは多くない状況にあり、市民後見人の確保等に向けた取組が必要です。

今後の取組の方向性

- 福祉サービス利用援助事業(かけはし)の一層の周知を図るとともに、生活支援員や専門員の担い手の確保・質の向上を図るため、県社会福祉協議会等が実施する研修や関係機関との連携体制の構築に向けた取組を支援します。
- 各市町において、成年後見制度等の権利擁護の相談が受けられ、司法専門職等と連携して課題を整理し、解決策の方針が決定できる体制構築に向けて、アドバイザーの派遣を通じた市町支援を強化します。また、成年後見制度の利用等に係る困難ケースへの専門家派遣や機能強化研修の開催等、各市町の取組の充実・強化に取り組みます。
- 市町の成年後見制度利用促進基本計画の策定に向け、情報提供や助言等を行います。
- 成年後見制度等に関わる人材が確保され、質の高い支援を提供する仕組みを整えるため、専門職団体や家庭裁判所等で構成する県域単位の協議会を設置して、関係団体等と連携・協力し、広域的に人材を確保します。
- 関係機関等を対象とする制度利用に関するガイドラインの作成や、意思決定支援の考え方を深めるための研修の開催等により、支援の質の向上に取り組みます。また、県民向けに成年後見制度等の普及啓発を行い、理解促進と支援を要する人のニーズ把握を行います。
- 市民後見人を養成している市町に対する支援を行うとともに、複数市町での市民後見人の養成等について検討します。

2 虐待・DV防止対策の充実

現 状

[高齢者]

- 令和4(2022)年度において、高齢者虐待と確認された件数は、家庭内虐待が419件、養介護施設従事者等による虐待が21件であり、いずれも増加傾向にあります。
- 高齢者虐待の防止や早期発見、虐待を受けた高齢者や養護者を適切に支援するため、県内全市町に関係機関や民間団体で構成する高齢者虐待防止ネットワークが整備されています。

[障害者]

- 障害者虐待防止法(平成24(2012)年10月施行)に基づき、障害者等からの相談受付、市町に対する情報提供などを目的とした「広島県障害者権利擁護センター」を広島県社会福祉協議会へ委託し、平成24(2012)年10月から業務を開始しています。また、平成24(2012)年度に県障害者虐待防止ネットワーク推進会議を設置し、関係機関及び関係民間団体との連携協力体制を整備しています。

[児童・DV]

- 児童虐待やDVについて、県では、こども家庭センターに児童相談所と配偶者暴力相談支援センターの機能を統合し、一体的に相談対応を行っているほか、令和4(2022)年度からは男性専門のDV相談窓口を設置しています。また、全ての市町において、児童福祉及びDVの相談窓口が設置され、県と連携しながら、児童虐待やDVの相談対応が行われています。
- DV被害者に関しては、警察や、公益財団法人広島県男女共同参画財団が実施する「エソール広島」相談事業等においても相談が寄せられています。
- DVも含め、性的な被害、家庭の状況、地域社会との関係性等、女性の抱える問題が多様化、複雑化している中、適切な支援を包括的に提供し、女性が安心かつ自立して暮らせる社会の実現に寄与することを目的として、令和4(2022)年5月、「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」(以下「困難女性支援法」という。)が成立し、令和6(2024)年4月から施行されます。

課 題

[高齢者]

- 相談・通報を受理した後の事実確認等、高齢者虐待に関する対応を迅速かつ適切に行えるよう、市町等の体制を整備する必要があります。
- 虐待を受ける高齢者の9割以上が認知症高齢者であることから、認知症に関する正しい理解や適切なケアの習得を促す必要があります。
- 全ての市町の高齢者虐待防止ネットワークが適切に機能し、役割を十分発揮できるよう、各ネットワークの実態を把握し、状況に応じた支援を実施する必要があります。

[障害者]

- 障害者虐待の未然防止や早期発見、適切な支援の実施のため、市町、障害福祉サービス事業者及び関係団体等に対し、障害者虐待への対応方法等を広く知ってもらうとともに、定期的に関係団体等との連携・情報共有を行い、障害者虐待に対応するための体制を整備する必要があります。

[児童・DV]

- 児童虐待相談対応件数は、依然として増加しており、県、市町及び関係機関が連携して、児童虐待の未然防止、早期発見・早期対応を図る必要があります。
- 令和6(2024)年度施行の改正児童福祉法において、子供の権利擁護に係る環境を整備することが都道府県の業務に位置づけられ、子供の意見を踏まえた支援を行っていく必要があります。
- 広島県政世論調査(令和2(2020)年度実施)によると、DVの被害経験がある人のうち、相談しなかった人が約半数となっており、DVの認識の低さや、相談窓口や支援内容等が十分に認知されていないことが要因と考えられます。
- 困難女性支援法の施行に伴い、様々な事情により困難な問題を抱える、あるいは抱えるおそれのある女性が、自らの意思を尊重されながら、多様な支援を包括的に切れ目なく受けることができる体制を整備する必要があります。

今後の取組の方向性

[高齢者]

- 市町における通報受理や相談等への対応力を底上げするため、虐待対応職員を対象とした専門知識や技術を習得するための研修実施のほか、複雑困難な事例に対する専門家派遣による支援等を行います。
- 引き続き、養介護施設等の管理者及び従事者や養護者を対象とした研修を実施するとともに、認知証高齢者に対する虐待防止を図るため、認知症や認知症ケアに関する専門的知識・技術を習得するための研修を実施します。
- 各市町における高齢者虐待防止ネットワークの状況を把握した上で、関係機関等と連携・協力し、ネットワーク機能の強化による虐待防止につながる地域づくりに取り組んでいきます。

[障害者]

- 障害者虐待事案の未然防止及び早期発見のため、市町及び障害福祉サービス事業者等並びに学校、保育所等、医療機関及び放課後児童クラブ等の関係者を対象とした虐待防止・権利擁護研修を毎年開催し、設置・管理者の受講を徹底します。
- 引き続き、広島県障害者権利擁護センターにおけるパンフレットの作成・配布、ホームページ等による情報発信等による普及啓発活動に努め、定期的に障害者虐待防止ネットワーク推進会議を開催し、虐待の未然防止、虐待が発生した場合の迅速かつ適切な対応、再発防止等に取り組むとともに、これらの体制や取組について、定期的に検証を行い、必要に応じて見直し等を行います。

[児童・DV]

- 児童虐待の未然防止、早期発見・早期対応を図るため、体制強化や研修等により、県こども家庭センターや市町の機能の強化に取り組みます。
- 社会的養護において子供の意見を踏まえた支援を行うため、職員による処遇決定時等の子供の意見聴取はもとより、県こども家庭センターの一時保護所や児童養護施設等で、第三者による意見表明支援を行います。
- 暴力の加害者にも被害者にもさせないため、発達段階に応じた予防教育やデートDV予防講座の実施校の拡大等、若年層からの教育・啓発の充実を図るとともに、DVに関する相談窓口の周知や、家庭に接する機会のある関係者への研修等、暴力被害の早期発見・相談に向けて取り組みます。
- 西部こども家庭センターに、困難な問題を抱える女性への支援の中核となる「女性相談支援センター」を設置し、広報周知を図るとともに、市町における支援調整会議の設置促進を図り、関係機関と連携した支援の仕組みづくりに取り組みます。

3 消費者被害対策の充実

現 状

- 高齢化の進展や成年年齢引き下げ、電子商取引の拡大に伴う取引形態の多様化など、消費者を取り巻く環境が変化しており、消費者問題が複雑・多様化しています。

課 題

- 消費者被害の防止と救済のためには、本人への働きかけに加え、高齢者等を見守る立場の人への働きかけが必要です。
- 悪質事業者の手口が巧妙化し、依然として被害が発生しており、法令に基づく厳正な対応やタイムリーな注意喚起が必要です。

今後の取組の方向性

- 市町や消費者団体、福祉・司法関係団体等と連携し、効果的な情報発信を行うとともに、地域の民生委員や福祉・介護関係者への出前講座を行う等、消費者被害対策の充実に取り組みます。
- 悪質事業者に対する指導の強化を図るとともに、市町や関係機関・団体等へ迅速に情報収集・提供し、消費者被害の未然防止・拡大防止につなげます。

4 福祉サービスの苦情解決及び第三者評価による質の確保

現 状

- 福祉サービスは、利用者本人が主体的に判断し選択・決定するものという利用者本位(利用者主体)で行われるものであり、福祉サービスの利用にあたり、利用契約やサービス内容について、社会福祉施設や事業所等への苦情や要望がある場合は、県社会福祉協議会に設置されている「広島県福祉サービス運営適正化委員会」において相談を受け、中立・公平な立場でその解決にあたっています。
- 福祉サービス第三者評価は、福祉サービスの質の向上と利用者の適切なサービス選択に資する有意義な制度であり、本県を含む全ての都道府県が事業を実施しています。本県では、この事業の「推進組織」の役割を担う「広島県福祉サービス第三者評価推進委員会」を県社会福祉協議会に設置しており、推進組織では、評価基準の策定、評価調査者の養成、評価機関の認証及び福祉サービス事業者への普及啓発などを行っています。
- 障害者総合支援法等の一部改正により、障害福祉サービス等の情報公表制度が創設され、平成30(2018)年度から施行されました。

課 題

- 福祉サービスに係る要望や苦情については、市町の苦情対応窓口での丁寧な説明が重要となるなど、関係機関が一層の連携を図り、迅速かつ適切に対応する必要があります。
- 介護サービスの質の向上に向け、事業者に対して福祉サービス第三者評価の受審意義や具体的な効果などの情報を提供し、受審の機運を高めていく必要があります。
- 福祉サービス第三者評価の公表情報が、利用者やその家族にとって、事業所選択の際の有効な情報源となるよう、評価結果をわかりやすく情報発信し、広く活用を促していく必要があります。
- 障害福祉サービス等を提供する事業所数が大幅に増加する中、情報公表制度の効果的な活用により、利用者が個々のニーズに応じて良質なサービスを選択できるようにするとともに、事業者によるサービスの質の向上を図る必要があります。

今後の取組の方向性

- 社会福祉法人による福祉サービスの質の向上や、利用者による適切な選択が行われるよう、第三者がサービスの質を評価し、結果を公表するとともに、サービスへの苦情・不満等を適切に解決する仕組みの充実を図ります。

- 推進組織や関係団体と連携し、福祉サービス第三者評価の受審の有効性や具体的な活用事例(優良事例等)をホームページ等でわかりやすく紹介することにより、事業所に対する受審意義の浸透と積極的な活用を促します。
- 福祉サービス第三者評価の公表情報が利用者とその家族に積極的に活用されるよう、評価結果について、写真やグラフ等を活用した可視化や、関係団体等のホームページへのリンク掲載などによる情報検索の簡易化を図るとともに、地域住民の相談役となる民生委員とも連携して積極的な周知を図ります。
- 障害福祉サービスの質の向上を図るため、情報公表制度を、より多くの利用者や相談支援専門員等が活用できるよう、普及啓発に向けた取組を実施します。

